

宮 監 公 表 第 17 号
平 成 29 年 4 月 24 日

宮崎市監査委員	梶	谷	欣	也
宮崎市監査委員	神	戸	洋	一
宮崎市監査委員	福	井	太	
宮崎市監査委員	日	高	貞	次



定期監査の措置状況の公表について

平成28年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
・建設部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



別紙 1

平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：建設部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】 (道路維持課)</p> <p>①備品台帳に記載された備品のうち市道上のバス停に設置したベンチ 36 台 (所在場所：道路維持課その他、購入金額 88,286 円～129,388 円、取得日：平成 8 年 10 月～平成 9 年 3 月) が所在不明となっていた。</p> <p>(住宅課)</p> <p>①平成 27 年度及び平成 28 年度の市営住宅敷地などの行政財産目的外使用許可に係る事務処理について、次のような不備があった。</p> <p>ア 使用許可申請書及び使用料減免申請書の必要記載事項について、記載のないものや記載誤りが多数あった。</p> <p>イ 使用許可申請書について、添付書類として必要な配置図等が提出されていないものがあった (27 年度 48 件、28 年度 47 件)。</p> <p>ウ 使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、使用料を免除しているものがあった (27 年度 1 件、28 年度 2 件)。</p> <p>エ 行政財産の使用許可に際しその現状を明らかにするため行政財産使用許可台帳に使用者名・住所・使用財産・許可書番号・許可年月日などを記録すべきところ、使用財産の区分・使用料収納状況の記録がされていなかった (全件)。</p>	<p>①改めて備品の所在を調査したが、所在が確認できなかったため、備品組換兼処分調書により廃棄手続きを行い、備品台帳に廃棄の記録を行った。今後、財務規則の順守を指導し、適正な管理を行う。</p> <p>①行政財産使用料条例および文書規程の順守を指導した上で、今後は、チェックリストを作成し、複数の職員による精査を徹底し、適正な事務処理を行う。</p>

②住宅課が所管している行政財産4箇所（市営住宅）及び普通財産5箇所（市営住宅跡地）について、公有財産台帳が作成されていなかった。

③平成27年度空き家相談対応業務委託（その1）及び同（その2）（支出負担行為額：いずれも1,749,600円）に係る契約事務について、仕様書は、契約の適正な履行を確保するため業務内容を明確にする必要があるにもかかわらず、業務内容（空家対策推進事業（空家バンク設置及び青島地域空家対策モデル）に係る空家バンクシステムへの登録や市民からの関係相談等への対応）、業務種別（青島地域空家物件の斡旋及び調査、空家実態調査情報の仕分・整理、空家バンクシステム登録、空家関係相談対応、各種調査の補助）及び業務ごとの作業時間内訳を箇条書きにしかけたものの不明確なものとなっていた。

④平成27年度消耗品（フラットファイル）購入について、単価契約物品を購入する場合は単価契約業者から購入すべきところ、契約業者以外のものから購入していた（4件）。

⑤普通財産貸付に係る事務処理について、次のような不備があった。

ア 平成27年度及び平成28年度の宮崎中央農業協同組合に貸し付けている普通財産（松小路土地区画整理事業施行地区内街区番号9画地番号1の宅地）の貸付料について、それぞれ前年分（平成26年分及び平成27年分）の相続税課税標準額（国が定めた路線価（ともに29,000円）に使用面積を乗じた額）に100分の4を乗じた額とすべきところ、平成24年分の国が定めた路線価（30,000円）を用いて算定したため、7,226円を過大に徴収していた。

②指摘後、未作成の公有財産台帳を作成した。

③平成28年度の同事業の仕様書は、業務内容を明確にしたものに改善した。

④消耗品購入に当たっては、共通物品ではないかの確認を徹底する。

⑤公有財産規則の順守を指導した上で、今後は、チェックリストを作成し、複数の職員による精査を徹底し、適正な事務処理を行う。

ア 過大に徴収した貸付料は、平成28年度中に還付する。今後は、頻繁に貸付を行う土地についてリスト化し、年度当初にまとめて税務部に路線価を照会し、再発防止を図る。

イ 平成 27 年度及び平成 28 年度の普通財産貸付について、本来公有財産規則に基づいて土地賃貸借契約書を締結すべきところ、行政財産目的外使用許可手続きと混同し「普通財産使用許可申請書」を提出させ、同許可書を交付しているものが多数あった。

⑥住宅家賃、駐車場使用料、手数料の徴収に係る手書き領収証綴(つづり)の取扱い及び金融機関への払い込み事務について、次のような不備があった。

ア 手書き領収証綴(つづり)(領収証No.333051～No.333100)について、現金出納員の職印を押した領収証を発行すべきところ、私印を押印して発行しているものがあった(38件)。

イ 平成 27 年度の住宅家賃及び駐車場使用料に係る領収証について、訂正箇所は会計管理者に届け出た認印を押印すべきところ、それ以外の認印で領収月日を訂正し発行しているものがあった(17件)。

ウ 平成 27 年度の住宅家賃及び退去修繕費に係る領収証及び手書き領収証綴(つづり)について、領収年月日を記入しないまま発行しているものがあった(3件)。

エ 平成 27 年度の住宅家賃完納証明手数料について、直接現金を収納するときは直ちに指定金融機関等に払い込まなければならないところ、数日遅れて払い込んでいるものがあった(2件)。

オ 平成 27 年度の駐車場使用料に係る領収証について、領収年月日を誤って記入しているものがあった(2件)。

イ 平成 29 年 2 月以降は、土地賃貸借契約を締結するよう改めた。

⑥今後は、複数の職員による精査を徹底し、適正な事務処理を行う。

ア 現金出納員の職印によるべき旨を課内で再確認した。

イ 会計管理者に届け出た認印によるべき旨を課内で再確認した。

ウ 領収年月日の記入にあたっては、遺漏のないよう課内で再確認した。

エ 領収した現金は遅滞無く払い込まなければならないことを課内で再確認した。

オ 領収年月日の記入にあたっては、遺漏のないよう課内で再確認した。

⑦平成 27 年度及び平成 28 年度の市営住宅(希望ヶ丘団地、自由ヶ丘団地、生目台団地、国富が丘団地、権現団地、丸山団地)周辺のテレビ電波受信障害対策に係るテレビ共聴線添架料(電話柱)及び共架料(電柱)並びに基本受信料について、債務負担行為を設定せずに執行していた(12件)。

⑦財政課及び契約課と協議し、長期継続契約の可能性を含め、他の自治体の例などを調査するなど、適正な契約方法を検討中である。契約方法が決定次第、すみやかに契約手続きを行い、今後は、複数の職員による精査を徹底し、適正な文書管理を行う。

平成 29 年 3 月 21 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正 印

